

新 座 市

ファミリー・サポート・センター

相互援助活動の手引き



新座市ファミリー・サポート・センター

電話 048-424-8277 (直通)

開設日 月曜日～金曜日

9:00～16:30

開庁時間内であれば
新座市役所 こども支援課
で対応いたします。

1 相互援助について

「育児の援助を受けたい方」・・・利用会員

「育児の援助を提供できる方」・・・協力会員

利用・協力どちらも・・・両方会員

そんな気持ちのある方が会員登録をします。

新座市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）は、利用会員（育児の援助を受けたい方）と協力会員（育児の援助を行う方）からなるボランティア的相互援助の会員組織で、その会員同士がお互い助けたり助けられたりして、子育ての相互援助活動を行います。

なお、事業を実施するためアドバイザーを置き、会員の相互援助活動の調整を行います。

【会員の条件】

○ 利用会員

新座市に在住又は在勤している方で、中学校就学前までの児童を養育する方（ただし、利用は生後2か月から）。産後育児サポート利用の場合は出産予定日の2か月前から会員登録の申請をすることができます。

○ 協力会員

新座市に在住、在勤又は新座市に近接する地域に在住する方で、心身ともに健康でボランティア的相互援助活動に理解と熱意がある方

○ 両方会員

同一の人で利用会員と協力会員の両方の活動を行う方

2 援助できる内容

- ・保育施設までのこどもの送り迎えを行います。
- ・保育施設の保育開始時間まで及び保育終了後、こどもを預かります。
- ・学校の放課後及び放課後児童保育終了後、こどもを預かります。
- ・病院に行く間など、こどもを預かります。
- ・急な用事の時こどもを預かります。
- ・その他、仕事と育児の両立のために必要なこどもの援助を行います。（家事支援は行いません。）

◎こどもが病気時の援助活動は行いません。

※ 援助活動は、協力又は両方会員（以下「協力会員等」という。）の自宅で行うことが原則です。ただし、やむを得ない特別の事情により、利用会員の家庭において援助を行うことが必要であるとセンターが認めた場合は、例外とします。

≪産後育児サポート≫

- ・出産後、沐浴・授乳など育児のサポートを保護者の管理、監督のもと利用会員宅で援助を行います。

3 入会・退会等の手続

【入会手続】

- ① 入会を希望される方は、ファミサポの活動内容等について、御理解をお願いします。
- ② 協力会員等として入会を希望される方は、センターが実施する講習会を受講してください。
- ③ 所定の会員登録申請書兼会員票（協力会員等として入会を希望される方は、併せて宣誓書）を提出してください。また本人確認を行いますので、氏名及び生年月日が確認で

きる本人確認書類をご用意ください。（協力会員は、縦3 cm×横2.4 cmの写真が2枚必要です。）

【退会手続】

- ① センターを退会しようとする会員は、退会届を提出するとともに、会員証及びセンターが指定する書類を返還してください。
- ② センターからの郵便物などが返送され、その後連絡不可の会員については新座市に在住していないとみなし、退会の手続を行います。

【休会手続】

何らかの理由で休会が必要になったときに提出してください。

【復帰手続】

休会の理由が止んだことにより、復帰するときに提出してください。

【変更手続】

申請内容に変更が生じたときに提出してください。

4 援助が必要になったら

【ファミリー・サポート活動の流れ】

- ① センターに連絡します。依頼日の2か月前から受け付けます。
- ② センターは協力会員等の中から依頼の条件に合った会員に連絡します。
- ③ センターは利用会員に協力会員等を紹介します。
- ④ アドバイザー、利用会員及びこども並びに協力会員等で事前打合せをし、援助活動を行います。
- ⑤ 援助活動終了後、協力会員等は援助活動報告書を作成します。
- ⑥ 利用会員は援助活動報告書を確認し、取り決めた金額をその

都度直接協力会員等に支払います。協力会員等は1か月分の援助活動報告書（センター用）を、翌月の5日までにセンターへ提出します。

※ 援助の取消しをする場合は、協力会員等及びセンターに速やかに電話等で連絡をしてください。

※ 打合せ終了後、援助活動ができます。2回目からは直接協力会員等に連絡し援助の依頼ができますが、依頼内容の異なる援助活動を行う場合は、再度事前打合せが必要です。

【産後育児サポート活動の流れ】

- ① 利用の予定が決まったらセンターに連絡します。
- ② センターは協力会員等の中から依頼の条件に合った会員に連絡します。
- ③ 事前打合せの日時を調整します。
- ④ 利用会員宅にて利用会員、協力会員等及びアドバイザーで事前打合せを行います。
- ⑤ 出産の連絡をセンターと協力会員等にし、援助開始の日時を伝え、援助活動を行います。

※ 初回はアドバイザーも同行します。

以下ファミリー・サポート活動の流れに準じます。

5 会員の心得

- ① センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- ② お互いのプライバシーは、守りましょう。
- ③ 政治・宗教・営利等を目的とする行為は行えません。
- ④ 約束した開始・終了時間は、必ず守りましょう。
- ⑤ 相互援助活動中は、会員証を携帯してください。
- ⑥ センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わない

でください。センターを通さないものについては、補償保険が適用されません。

- ⑦ 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑧ 協力会員等は、援助開始前に安全を確認してください。
- ⑨ 利用会員はお願いした援助内容以外は、要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の負担を求めることはやめましょう。
- ⑩ 協力会員等は援助活動終了後に必ず援助活動報告書を作成し、利用会員は内容を確認後報酬の支払いをし、自分の署名をしてください。

6 報酬等の基準

新座市ファミリー・サポート・センター報酬等に関する基準

1 報酬の基準

利用会員が協力会員等に支払う1時間当たりの報酬額の基準は、次のとおりです。

	援助時間	報酬 (1時間当たり)	2人 (兄弟姉妹)	3人 (兄弟姉妹)
平日	基本時間 (7時～19時)	700円	1,050円	1,400円
	基本時間外 加算額	100円	150円	200円
	土・日・祝日	800円	1,200円	1,600円
	年末・年始 (12/29～1/3)	900円	1,350円	1,800円

・ 援助時間が基本時間と基本時間外にまたがる場合は、総援助

時間に基本金額を掛け、基本時間外の援助時間数に加算額を掛けた額を加えることとします。

- ・ 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間当たりの金額とします。
- ・ 援助時間が1時間を超える場合は、超えた時間が30分に満たないときは1時間の半額とし、30分を超えるときは1時間の金額を加算します。
- ・ 兄弟姉妹を預ける場合は、2人目からは半額です。ただし、兄弟姉妹以外の場合、協力会員等の了承のもと2人までは預けられるものとし、報酬はそれぞれの利用会員が正規の報酬を支払うものとします。
- ・ 保育園の送迎や利用会員宅での出張保育の場合、協力会員等が自宅を出たときを援助開始とします。
- ・ 継続的な援助で、援助活動が協力会員等の出張時間も含め30分未満であるとセンターが認めた場合は、1回の報酬を半額とします。ただし、援助の状況により30分を超えた場合は、1時間当たりの報酬とします。

2 取消し

利用会員が援助活動の依頼を取消す場合の報酬額は、次のとおりです。

利用予定日の前日までの取消し	無料
利用当日の取消し	依頼した時間数の半額
※メールではなく必ず電話にて	
無断取消し・援助開始後の連絡	全額

3 実費

利用会員は、援助活動に要した次の費用を協力会員等に支払います。

- ・ こどもの送迎等に係る公共交通機関の交通費
- ・ 協力会員等が援助に要した費用（おやつ代100円、入浴代100円、その他購入した物についての実費）
- ・ 協力会員等が用意した食事代（1食につき）

年齢	朝食	昼食	夕食
3歳未満	200円	200円	300円
3歳から就学前	300円	300円	400円
小学生	400円	400円	500円

- ・ 送迎等で、協力会員等の自家用車を使用して援助を受けた場合は、1回の援助につき100円の謝礼をお願いします。

4 支払

- ・ 報酬及び実費は、原則として援助活動終了後速やかに支払う
- ・ 援助が長期にわたる場合は、協力会員等の了承の上、1週間分、又は1か月分をまとめて支払うことができます。ただし、1か月分を超えないものとし、当月分を翌月の5日までに支払うこととします。

例

時間	7:00	12:00	19:00	報酬額
平日 7:40 ~ 12:20	4時間40分			700円×5時間=3,500円
平日 6:40 ~ 10:10	3時間30分			700円×3.5時間=2,450円 100円×0.5時間=50円 合計2,500円
平日 18:05 ~ 20:25	2時間20分			700円×2.5時間=1,750円 100円×1.5時間=150円 合計1,900円

7 補償保険制度について

相互援助活動中の事故などに備えるため、会員になると「会員傷害保険」、「児童傷害保険」、「賠償責任保険」の3つの保険に加入します。事故があった場合は、保険適応範囲内で対応をします。

※ 保険の掛金はセンターで負担します。

① 会員傷害保険（普通傷害保険）

協力会員等が援助活動中や、援助活動をするため、自宅と利用会員宅や保育所等の往復途上（自宅との通常経路）に傷害を負った時に補償します。

（補償例）

- ・ こどもの食事を調理中、やけどをした。
- ・ こどもを預かりに行く途中、自動車事故にあい怪我をした。

（対象とならない主な例）

- ・ 故意、けんか等による怪我
- ・ 怪我でないもの（病気、靴ずれ、急性心不全、細菌性食中毒、熱中症）
- ・ むちうち症や腰痛で、他覚症状がないもの
- ・ 地震、噴火など災害などによる怪我

② 児童傷害保険（普通傷害保険）

利用会員のこどもが、援助を受けている間に事故を被った場合、協力会員等の過失の有無にかかわらず補償します。

（補償例）

- ・ こども同士がふざけていて階段から落ち、怪我をした。

（対象とならない主な例）

会員傷害保険と同じ

傷害保険金額（補償額）

補償額 区分	死亡	後遺障がい	入院 （1日）	通院 （1日）
会員傷害 保 険	500 万円	15 万～ 500 万円	3,000 円	2,000 円
児童傷害 保 険	300 万円	9 万～ 300 万円	3,000 円	2,000 円

③ 賠償責任保険

協力会員等が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で、利用会員のこどもや第三者（協力会員等と同居の親族を除く）の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

（補償例）

- ・ 協力会員等が利用会員のこどもを保育施設へ送る途中、利用会員のこどもが蹴った石が駐車中の第三者の自動車にあたり、修理費を請求された。
- ・ 協力会員等の家で手作りのお菓子を与えたところ、食中毒を起こしたことにより賠償請求を受けた場合。

てん補限度額（補償額）

賠償責任保険 対人対物賠償金 2 億円	初期対応 費用 500 万円	訴訟対応 費用 1000 万円
---------------------------	----------------------	-----------------------

お見舞金制度

利用会員のこどもが協力会員等宅の財物を破損した場合、協力会員等に対して被害額に応じて5万円を限度に見舞金を支払います。

こんな時は Q&A

Q 1 協力会員等には年齢制限や特別な資格が必要ですか？

A 資格の有無、年齢にかかわらずこどもが好きな方で、援助したい方が協力会員等となっています。なお、協力会員等になるためには、センター主催の講習を受けてから登録することになっています。

Q 2 知らない人にこどもを預けるのが不安なのですか？

A 協力会員等はこどもが好きでほとんどの方が子育ての経験があり、その双方の希望が合致した場合にのみ活動に入りますので安心してください。

Q 3 兄弟を同じ方に見てもらえますか？

A 基本的には、同じ協力会員等に見ていただくことになっています。ただし、3人までです。

Q 4 協力会員等に依頼したが30分に満たないで済んでしまったときの料金は？

A 援助開始から最初の1時間までは、30分に満たない場合でも1時間当たりの料金になります。

Q 5 急な場合でも依頼できますか？

A 急な場合に備えて、協力会員等と事前打合せを済ませておいてください。事前打合せが済んでいないと援助できません。

Q 6 こどもを叱る時、注意の仕方などの接しかたは？

A 事前打合せの時に利用会員と協力会員等で話し合います。

Q 7 土曜、日曜、祝日に利用できますか？

A 援助可能な協力会員等がいれば利用できます。

Q 8 仕事の都合で帰りが遅く、夜間になることもあるが？

A 援助可能な協力会員等がいれば利用できます。

Q 9 泊まりは可能ですか？

A 援助活動は早朝、夜間にわたることもあります。こどもの宿泊は行いません。

Q 10 センターの開所時間は？

A 月～金曜日の9時から16時30分までです。

土、日、祝日、年末年始は休みです。ただし、援助活動は行っています。

Q 11 援助活動中に生じた事故や補償については、どうなっていますか？

A 事故が生じた場合は、「会員傷害保険」、「児童傷害保険」、「賠償責任保険」の3つの保険に加入していますのでその中で対応させていただきます。なお内容により、当事者間で示談交渉を進め解決していただくこともあります。

Q 12 利用会員のこどもが怪我をしたときの補償は？

A 援助活動中なら保険の対象となります。

Q 13 利用会員のこどもが協力会員等の家の物を壊したときは？

A 基本的には、双方の話し合いで解決します。損害額により、一部見舞金が支給されます。アドバイザーに御相談ください。

Q 14 夕方などに預けた場合の食事については？

A 原則では持参となりますが、協力会員等にもお願いすることも可能です。

Q 15 当日に援助をキャンセルしたい場合は？

A 速やかに協力会員等とセンターへ連絡をしてください。ただし、報酬が発生します。